

(2) 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(大学等における啓発・指導の重要性)</p> <p>薬物乱用防止に係る啓発・指導については、繰り返し継続的に実施されることが重要であることから、中学校や高等学校における薬物乱用防止教育に加えて、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）においても引き続き啓発・指導が実施されることが、青少年による薬物乱用を根絶する規範意識の向上を図っていく上で有効である。</p> <p>また、一般的に大学等の学生・生徒については、海外渡航をするなど行動範囲や交友関係が著しく広がるなどの様々な理由により、新たに薬物との接点が生まれる可能性があることから、大学等の段階において改めて薬物乱用防止に関する啓発・指導が行われる意義があるものと考えられる。</p> <p>(大学生による薬物乱用の実態)</p> <p>青少年による薬物乱用の実態は、依然として厳しい状況が続いており、昨今、社会的に大きな問題となっている大学生の大麻事犯の検挙人員についても、薬物乱用防止五か年戦略策定後の平成12年は30人であったが、18年は81人、19年は94人、20年は89人となっており、近年は高水準で推移している。</p> <p>また、国立精神・神経センターなどが大学生に対して実施しているアンケート調査の結果によれば、i) 大麻を入手可能と回答した学生が17.8%（国立精神・神経センターの調査結果）、ii) 大麻などの違法薬物を入手可能と回答した学生が53.6%、周囲に違法薬物の所持・使用者がいる若しくはいたと回答した学生が9.9%（E大学の調査結果）となっているなど、薬物乱用の危険が大学生の身近に迫っている実態がうかがえる。</p> <p>(大学等における啓発・指導の実施)</p> <p>大学等における学生・生徒に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導については、それぞれの大学等が学生指導の一環として、自主的な判断に基づき取組を行っている。</p> <p>一方、大学生による大麻の違法な栽培や所持による検挙者が相次ぐなど、大学等の学生・生徒による薬物乱用が社会的に大きな問題となっていることから、第三次五か年戦略において、文部科学省は、大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成するなどの啓発の強化を図ることとされ、大学等における啓発・指導を充実させることが、戦略における対策の一つとして初めて盛り込まれた。</p> <p>(文部科学省による指導)</p>	<p>表2-(2)-①</p> <p>表2-(2)-②</p> <p>表2-(2)-⑦</p> <p>表2-(2)-③</p>

文部科学省では、同戦略の策定を受けて、大学及び高等専門学校に対して、「薬物乱用防止教育の充実について」を発出し、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ、学生に対する薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう要請しているほか、平成 21 年 3 月末にすべての大学の新生を対象とした薬物乱用防止のための啓発用パンフレットを作成・配布している。

### 【調査結果】

今回、38 大学（8 短期大学を含む。）、9 高等専門学校及び 14 専修学校の計 61 校における平成 20 年度及び 21 年度（注 1）の薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況等を調査した結果、学生による薬物事件が発生した 12 校（11 大学及び 1 専修学校）（注 2）では、一定程度薬物乱用防止に関する取組が進んでおり、中には、他の大学等の参考となる先進的な取組を行っている例もみられた。

（注 1）平成 21 年度については、当省の調査時点（平成 21 年 7 月末現在）における実施予定を含む。

（注 2）「学生による薬物事件が発生した 12 校」とは、平成 18 年度から 20 年度において、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）違反や大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）違反などにより、学生の逮捕者が発生したものをいう。

その一方で、学生による薬物事件が発生していない 49 校では、一部において先進的な取組を行っている例がみられるものの、全く取組を行っていないものが 9 校（2 短期大学及び 7 専修学校）、ポスターやホームページのみによる啓発にとどまっているなど取組が不十分となっているものが 4 校（3 大学及び 1 専修学校）みられた。

また、多くの新生に対して働きかけを行うことができる入学時のガイダンスを活用した指導や、薬物に関する専門的な知識を有する外部講師による講演会等の開催については、大学等における啓発・指導を行う上で効果的な取組であると考えられるが、学生による薬物事件が発生していない 49 校では、入学時のガイダンスを活用した指導を行っているものが 23 校（46.9%）、外部講師による講演会等を開催しているものが 27 校（55.1%）にとどまっており、全体として薬物乱用防止に係る啓発・指導を一層推進する余地がある。

表 調査した 61 校における薬物乱用防止に関する主な取組の実施状況  
（薬物事件の発生の有無別）

（単位：校、％）

区 分	薬物事件有(12校)		薬物事件無(49校)	
	実施校数	実施率	実施校数	実施率
入学時のガイダンスを活用した指導	10	83.3	23	46.9
外部講師による講演会等	10	83.3	27	55.1
パンフレット、ポスター、ホームページ、学生便覧等による注意喚起	11	91.7	32	65.3
意識調査	5	41.7	2	4.1

（注）当省の調査結果による。

<p><b>ア 大学及び短期大学における啓発・指導の実施状況</b></p> <p>38 大学における啓発・指導の実施状況について、学生による薬物事件が発生した 11 大学では、すべて何らかの取組を行っており、入学時のガイダンスを活用した指導を行っているものが 10 校、外部講師による講演会等を開催しているものが 9 校みられるなど、一定程度取組が進んでいる。</p> <p>また、これらの大学の中には、i) 薬物乱用防止に関する内容を盛り込んだ教養科目を開講しているもの、ii) 学生に対する意識調査を実施しているもの、iii) e-ラーニングを活用した薬物乱用防止教育を実施しているものなど、他の大学等の参考となる先進的な取組を行っている例もみられた。</p> <p>一方、学生による薬物事件が発生していない 27 大学では、一部の大学において、薬物事件が発生した大学と同様に先進的な取組を行っている例がみられるものの、全く取組を行っていないものが 2 校、ポスターやホームページのみによる啓発にとどまっているなど取組が不十分となっているものが 3 校みられた。</p>	<p>表 2 - (2) - ⑤</p> <p>表 2 - (2) - ⑥～ ⑩</p> <p>表 2 - (2) - ⑥ (再掲)</p>
<p><b>イ 高等専門学校における啓発・指導の実施状況</b></p> <p>9 高等専門学校における啓発・指導の実施状況については、すべての高等専門学校で外部講師による講演会等が開催されているが、入学時のガイダンスを活用した指導を行っているものが 1 校、パンフレット、ポスター等による注意喚起を行っているものが 4 校にとどまっているなど取組状況にばらつきがみられた。</p>	<p>表 2 - (2) - ⑪</p>
<p><b>ウ 専修学校における啓発・指導の実施状況</b></p> <p>14 専修学校における啓発・指導の実施状況をみると、生徒による薬物事件が発生した 1 専修学校では、外部講師による講演会や薬物乱用防止に関する授業を実施するなど積極的な取組を行っているが、生徒による薬物事件が発生していない 13 専修学校では、全く取組を行っていないものが 7 校 (53.8%)、ポスターやホームページのみによる啓発にとどまっているなど取組が不十分とみられるものが 1 校 (7.7%) あるほか、入学時のガイダンスを活用した指導を行っているものが 2 校 (15.4%)、外部講師による講演会等を開催しているものが 3 校 (23.1%) にとどまっている。</p> <p>このように、当省の調査結果においては、学生等による薬物事件が発生した大学及び専修学校では、積極的に薬物乱用防止に係る啓発・指導に取り組み、一定程度取組が進んでいる状況がみられる一方、薬物事件が発生していない大学等では、薬物乱用防止に係る啓発・指導を全く行っていないものがあるほか、取組が不十分となっている例もみられた。特に、専修学校については、大学に比べて取組が遅れている状況となっている。</p> <p>また、文部科学省が所管する独立行政法人日本学生支援機構が、平成 20 年度</p>	<p>表 2 - (2) - ⑫</p> <p>表 2 - (2) - ⑬</p>

に、大学及び高等専門学校に対して、薬物乱用防止に関する学生への啓発・指導の実施状況を調査しているが、同調査結果（1,105校から回答）においても、特段の啓発・指導を実施していないものが145校（13.1%）みられるほか、入学時等のガイダンスを活用した指導を行っているものが366校（33.1%）、警察や保健所などの学外の機関等と連携した講習会を行っているものが139校（12.6%）となっている。

一方、文部科学省では、第三次五か年戦略の策定を受けて、平成20年度以降、全国の大学及び高等専門学校に対して、薬物乱用防止に係る啓発・指導を徹底するよう要請を行っているほか、独立行政法人日本学生支援機構に依頼し、上記の薬物乱用防止に関する状況調査や研修会等を行っているが、当省の調査結果では、大学等ごとの取組状況に大きなばらつきがあるほか、全く取組を行っていない大学等や取組が不十分な大学等がみられたことから、大学等に対する支援を一層推進する余地がある。

青少年による薬物乱用を根絶する規範意識の向上を図っていくためには、初等中等教育段階における薬物乱用防止教育に加えて、広く大学等の学生・生徒に対しても啓発・指導が行われることが重要であり、学内の学生・生徒による薬物事件の発生の有無や学校の種類などにかかわらず、あらゆる高等教育機関等の現場において、薬物乱用防止に係る啓発・指導を推進していく必要があると考えられる。

また、学生による薬物乱用に関する問題については、インターネットなどにより誰でも簡単に薬物の取引を行うことができる現状や、昨今の都市部の大学に限らず、地方の大学などにおいても逮捕者がみられる状況などを踏まえれば、全国のどこの大学等においても発生し得る問題と認識すべきものであると考えられることから、現在、薬物乱用防止に関する特段の取組を行っていない大学等や取組が不十分となっている大学等においても、先進的な取組事例を参考にして、啓発・指導の実施を検討する必要があるものと考えられる。

さらに、当省が調査した大学等においても、薬物乱用防止に関する情報提供など支援の充実を求める意見がみられたところである。

#### 【所見】

したがって、文部科学省は、大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導を推進する観点から、大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、大学等に対して先進的な取組事例を提供するなど、薬物乱用防止に係る情報提供を充実させる必要がある。

表2-(2)-⑭

(説明)

表 2 - (2) - ① 大学生の薬物事犯別の検挙人員の推移

(単位：人)

区 分	平成 12 年	18 年	19 年	20 年
大麻取締法違反	30	81	94	89
覚せい剤取締法違反	37	31	24	18
麻薬及び向精神薬取締法違反	4	16	8	10
合 計	71	128	126	117

(注) 1 平成 12 年、18 年及び 19 年は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁の資料による。

2 平成 20 年は、警察庁の資料による。

表 2 - (2) - ② 大学生に対して実施されているアンケート調査の結果

○ 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部が調査対象とした 1 大学において実施したアンケート調査結果

調 査 目 的：大学生の薬物乱用（飲酒・喫煙を含む。）の実態把握

調 査 手 法：無記名自記式の質問紙調査

対 象 者：新入生向けの健康関連科目を履修した学生

調 査 時 期：平成 20 年 4 月

調 査 項 目：9 種類の乱用薬物について、乱用経験の有無、誘われた経験の有無、入手可能性、周囲の乱用者の有無等

有効回答者数：新入生 376 人（平成 20 年度の新入生の約 7.7%）

調 査 結 果：① 乱 用 経 験 の 有 無：0.5%の学生があると回答

② 誘われた経験の有無：1.6%の学生があると回答

③ 薬物の入手可能性：「簡単に手に入る」、「何とか手に入る」を合わせると、有機溶剤は 40.4%、向精神薬は 31.4%、大麻は 17.8%の学生が入手可能と回答

④ 周 囲 の 乱 用 者：8.5%の学生がいると回答

(注) 厚生労働省の資料により当省が作成。

表 2 - (2) - ③ 第三次五か年戦略における大学等の学生に対する啓発・指導に係る記述

○ 第三次薬物乱用防止五か年戦略 <抜粋>

目標 1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成するなどの啓発の強化を図る。 (文部科学省)

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ④ 大学等における啓発・指導の実施に係る文部科学省からの通知

○ 「薬物乱用防止教育の充実について (通知)」(平成 20 年 9 月 17 日付け 20 文科ス第 639 号文部科学省スポーツ・青少年局長通知) <抜粋>

- 8 大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ⑤ 大学及び短期大学における啓発・指導の実施状況

薬物事件	大学名	入学時の指導	講演会等	パンフレット、ポスター等	HPでの啓発	学生便覧等への掲載	意識調査	授業	サークルリーダーへの啓発
有	A大学	○	×	○	○	○	×	×	×
	B大学	○	×	×	○	×	×	×	×
	C大学	○	○	×	○	○	×	○	○
	D大学	○	○	○	○	○	○	×	×
	E大学	○	○	○	○	○	○	○	○
	F大学	○	○	×	○	○	○	×	×
	G大学	○	○	○	×	○	×	×	○
	H大学	○	○	○	○	×	×	×	×
	I大学	○	○	○	○	○	○	○	○
	J大学	○	○	×	×	○	×	○	×
	K大学	×	○	○	×	×	○	○	×
薬物事件有・大学小計 (11校中)		10	9	7	8	8	5	5	4
無	L大学	○	○	○	○	○	×	×	×
	M大学	○	○	○	×	×	×	×	×
	N大学	○	○	×	○	○	×	×	×
	O大学	○	○	○	×	×	×	×	×
	P大学	○	○	×	○	○	×	×	○
	Q大学	○	○	○	×	○	×	×	○
	R大学	○	○	○	×	○	×	×	×
	S大学	×	×	○	×	×	×	×	×
	T大学	○	○	×	○	×	×	×	×
	U大学	×	×	×	○	×	×	×	×
	V大学	○	○	×	×	×	×	×	×
	W大学	○	○	○	×	○	○	×	×
	X大学	×	×	○	○	×	×	×	×
	Y大学	×	×	○	○	×	×	○	×
	Z大学	○	×	×	×	○	×	○	×
	a大学	○	○	×	○	○	×	×	○
b大学	○	○	×	×	○	○	○	×	
c大学	○	×	×	×	○	×	○	×	
d大学	○	×	○	×	○	×	○	×	
薬物事件無・大学小計 (19校中)		15	12	10	8	11	2	5	3

薬物事件	大学名	入学時の指導	講演会等	パンフレット、ポスター等	HPでの啓発	学生便覧等への掲載	意識調査	授業	サークルリーダーへの啓発
無	A短期大学	×	×	×	×	×	×	×	×
	B短期大学	×	×	○	×	×	×	○	×
	C短期大学	○	×	○	×	×	×	×	×
	D短期大学	×	×	×	×	×	×	×	×
	E短期大学	○	○	○	×	×	×	×	×
	F短期大学	○	○	○	×	×	×	×	○
	G短期大学	○	○	○	×	×	×	×	×
	H短期大学	○	○	○	×	×	×	×	×
短期大学小計 (8校中)	5	4	6	0	0	0	1	1	
合計(38校中)	30	25	23	16	19	7	11	8	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の○、×は取組の実施の有無。

表2-(2)-⑥ 薬物乱用防止に関する内容を盛り込んだ教養科目を開講している例(11大学)

#### 1 K大学の例

K大学では、在学生による薬物事件の発生を受けて、平成20年度に薬物乱用防止講習会を実施したが、これを一過性のものとしないうちに、平成21年度から、1年生を対象とした修学基礎科目において、全6回の講義のうちの1回を使って、薬物乱用防止教育を実施している。同科目では、大学で学ぶ意義、将来の目標、心の健康、情報収集の方法等、毎回異なるテーマを取り上げており、第3回の「学生生活での危機対策」の講義において、薬物乱用防止を取り上げている。

#### 2 Y大学の例

Y大学では、1年生を対象とした全学教育科目の「学生生活概論」の講義を実施しており、平成21年度から、全14回の講義のうちの1回を使って、薬物乱用防止教育を実施している。同講義では、カルト宗教、セクハラ、ストレス管理等、学生生活を送る上で注意を払うべきテーマを取り上げており、第5回の「学生生活における被害・加害、薬物」の講義において、薬物乱用に関する問題を取り上げている。

#### 3 d大学の例

d大学では、平成19年度から1年生を対象とした教養教育科目の「自己管理論」において、全14回の講義のうちの3回を使って、薬物乱用防止教育を実施している。同講義では、健康づくり、栄養、性感染症等、毎回異なる健康問題を取り上げており、「薬と健康」において薬剤師が、「依存と健康」において市精神保健センター保健師が、「防犯の心得」において警察職員がそれぞれ講師となって、薬物乱用防止に関する講義を実施している。

#### 4 上記のほか、8大学において同様の取組がみられた。

(注) 当省の調査結果による。



表 2 - (2) - ⑦ 学生に対する意識調査を実施している例（7大学）

### 1 E大学の例

E大学では、在学生による薬物事件の発生を受けて、全学生（大学院生を含む。）を対象に、学内イントラネットにより、薬物乱用に関する学生の意識調査を実施している。

調査期間は、平成 20 年 12 月から 21 年 1 月であり、調査項目は、①違法薬物に関する教育経験、②印象・知識、③興味・関心、④W e b や書籍の閲覧経験、⑤違法薬物の入手可能性、⑥身近な違法薬物の所持・使用者の有無、⑦友人・知人からの違法薬物の勧誘経験の有無、⑧学生による薬物事件に関する意見や感想等となっている。

有効回答者数は約 4,700 人で、有効回収率は全学生の 8.8%となっている。

調査結果をみると、大麻などの違法薬物の入手可能性について、「なんとか手に入る」(36.3%)、「簡単に手に入る」(17.3%)と回答した学生が合わせて 53.6%みられるほか、周囲に大麻などの違法薬物を所持したり、使用している人がある又はいたと回答した学生が 9.9%となっている。また、「気持ちよくなれる」(26.1%)、「ストレス解消によい」(14.8%)という回答もみられた。同大学では、調査結果を踏まえ、今後の薬物乱用防止対策を継続的に講じるとしている。

### 2 I大学の例

I大学では、在学生による薬物事件の発生を受けて、平成 20 年度に実施した薬物乱用防止セミナーの受講学生を対象に、薬物乱用に関する学生の意識調査を実施している。

調査項目は、①薬物乱用に関する教育経験、②印象、③興味、④薬物の勧誘経験の有無、⑤身近な使用者の有無、⑥薬物を使用する可能性のあるシチュエーション等となっている。

有効回答者数は約 300 人で、有効回収率は全学生の 1%となっている。

調査結果をみると、7%の学生が「大麻など薬物の使用を勧められたことがある」、13%の学生が「大麻など薬物を使用している友人・知人がいる」と回答しているほか、16%の学生が「友達や先輩に誘われたとき」に大麻を使用するかもしれないと回答している。

また、大麻に関する印象について、「タバコより害が少ない」(13%)、「ストレス解消によい」(17%)、「一度はやってみたい」(20%)という回答もみられた。

同大学では、調査結果について、学生の薬物乱用の実態が把握できたことにより、薬物乱用防止に関する啓発・指導を継続的に実施する必要性を認識したため、今後の講習会等の計画に活用したいとしている。

### 3 上記のほか、5大学において同様の取組がみられた。

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑧ e - ラーニングを活用した薬物乱用防止教育を実施している例

E 大学では、すべての学生が違法薬物に対する正しい知識を持ち、違法薬物の乱用を撲滅するため、平成 21 年 1 月から、e - ラーニングを活用した薬物乱用防止に関する講義を実施している。

同講義は、外部の専門家（財団法人日本学校保健会）による講義を収録・編集して配信しているものであり、乱用されている薬物の種類、禁止薬物に対する処罰、薬物に関する相談先等について説明した内容になっている。また、外国人留学生のため、英語版も配信している。

同大学では、講義の実施に当たって、全学生及び全教職員に対して受講するよう周知を行っており、平成 21 年 7 月 1 日現在、学生 2,075 人、教職員 38 人が受講している。

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑨ 薬物乱用防止に関するハンドブックを独自に作成している例

I 大学では、平成 20 年度に在学生による大麻事件が発生したことから、21 年 4 月に、大麻等薬物乱用防止に関するハンドブックを約 5 万部作成し、同年度の入学オリエンテーション及び新学期ガイダンスにおいて、新入生や学部生などに対して配布している。

同ハンドブックには、薬物乱用の現状、薬物の正しい知識、誘われた場合の対処法、大麻の違法性、薬物に関する相談先などが記載されているほか、平成 20 年度の同大学の学生を対象に実施された薬物に関するアンケートの結果や同年度に実施された薬物乱用防止講習会における講演内容（薬物依存症から回復した人の体験談や専門家によるメッセージ）なども掲載されている。

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑩ 薬物乱用防止に関するキャンペーンを実施している例

I 大学では、毎年、健康面での学生生活支援を目的として、キャンパス内において飲酒・喫煙等に関するキャンペーンを実施しているが、平成 20 年度及び 21 年度は、薬物乱用防止に関するキャンペーンを同時に開催しており、飲酒・喫煙等に関する各種イベントを実施しているフリースペースにおいて、薬物乱用防止啓発グッズやリーフレットの配布、薬物乱用防止に関する啓発 DVD の上映等を行っている。

同キャンペーンは、平成 20 年度は 3 日間、21 年度は 5 日間の日程で開催している。

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑪ 高等専門学校における啓発・指導の実施状況

薬物事件	学校名	入学時の指導	講演会等	パンフレット、ポスター等	HPでの啓発	学生便覧等への掲載	意識調査	授業
無	A 高等専門学校	×	○	×	×	×	×	×
	B 高等専門学校	×	○	×	×	×	×	×
	C 高等専門学校	×	○	○	×	×	×	○
	D 高等専門学校	×	○	○	×	×	×	○
	E 高等専門学校	×	○	○	×	×	×	○
	F 高等専門学校	×	○	×	×	×	×	×
	G 高等専門学校	○	○	○	×	×	×	○
	H 高等専門学校	×	○	×	×	×	×	○
	I 高等専門学校	×	○	×	×	×	×	○
合計 (9 校中)		1	9	4	0	0	0	6

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 表中の○、×は取組の実施の有無。

表 2 - (2) - ⑫ 専修学校における啓発・指導の実施状況

薬物事件	学校名	入学時の指導	講演会等	パンフレット、ポスター等	HPでの啓発	学生便覧等への掲載	意識調査	授業
有	A 専修学校	×	○	×	×	×	×	○
無	B 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
	C 専修学校	○	○	×	×	×	×	×
	D 専修学校	×	×	×	×	○	×	×
	E 専修学校	○	○	○	×	×	×	×
	F 専修学校	×	×	×	×	×	×	○
	G 専修学校	×	×	○	○	×	×	×
	H 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
	I 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
	J 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
	K 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
	L 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
	M 専修学校	×	×	○	×	×	×	○
	N 専修学校	×	×	×	×	×	×	×
合計 (14 校中)		2	3	3	1	1	0	3

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 表中の○、×は取組の実施の有無。

表 2 - (2) - ⑬ 独立行政法人日本学生支援機構による調査結果

独立行政法人日本学生支援機構は、平成 20 年度に全国の大学、短期大学及び高等専門学校における学生支援の取組状況について調査を行っており、その中で、薬物乱用防止に関する学生への啓発・指導状況を調査している。

大学、短期大学及び高等専門学校における薬物乱用防止に関する啓発・指導状況に係る調査結果（1,105 校から回答）については、特段の啓発・指導を実施していないものが 145 校（13.1%）みられるほか、入学時等のガイダンスを活用した指導を行っているものが 366 校（33.1%）、警察や保健所などの学外の機関等と連携した講習会を行っているものが 139 校（12.6%）となっている。

（調査の概要）

目 的：大学、短期大学及び高等専門学校における学生支援の取組状況について調査し、学生支援に関するニーズを把握する。

対 象 校：全国の国公私立大学（759 校）、短期大学（部）（394 校）、高等専門学校（64 校）  
合計 1,217 校

回答校数：国公私立大学（696 校）、短期大学（部）（348 校）、高等専門学校（61 校）  
合計 1,105 校（回答率 90.8%）

調査方法：同機構のホームページ上から回答用ファイルをダウンロードさせ、電子メールで回収

調査時期：平成 20 年 10 月 1 日現在

（薬物乱用防止に関する学生への啓発・指導状況に係る調査結果）

表 薬物乱用防止に関する学生への啓発・指導状況

（単位：校、%）

取 組 内 容	大学		短期大学		高等専門学校	
	実施校	実施率	実施校	実施率	実施校	実施率
入学時等におけるガイダンス	265	38.1	90	25.9	11	18.0
学外の機関等（警察、保健所等）と連携した講習会	72	10.3	33	9.5	34	55.7
授業	59	8.5	27	7.8	8	13.1
ポスター等の掲示	438	62.9	206	59.2	48	78.7
学生便覧等への掲載	137	19.7	37	10.6	5	8.2
実施していない	93	13.4	52	14.9	0	0.0

（注）独立行政法人日本学生支援機構の資料により当省が作成。

表 2 - (2) - ⑭ 薬物乱用防止に関する情報提供を求める大学等の意見の例

大学等名	意 見
F 大学	薬物乱用防止に関する取組の実施を検討しているところなので、参考となる資料等を提供してほしい。
I 大学	講師に関する情報など、薬物乱用防止対策に必要な情報を提供してほしい。
O 大学	啓発資料は新入生分だけでなく、全学生分送付してほしい。また、薬物乱用防止に関する指導マニュアルなどを提供してほしい。
V 大学	薬物乱用防止対策については、どのような取組をすべきなのか情報がないため、事例集などの全国の大学の取組状況に関する情報を提供してほしい。
F 短期大学	他の大学などにおける先進的な取組事例や、身近に起きている薬物事件の情報を提供してほしい。
G 短期大学	薬物乱用防止に関する他校の効果的な取組や、身近に起きた学生による薬物事件についての情報を提供してほしい。
C 高等専門学校	<p>昨今の大学生による大麻事件の続発を受けて、薬物乱用防止講習会を企画した際、講師に関する情報がなく、どこに依頼してよいか分からなかったため、情報提供してほしい。</p> <p>また、薬物乱用防止については、関係機関からの情報提供等がない限り、学校が主体的に取り組むことは困難である。</p>
D 高等専門学校	学生の興味を引くような薬物乱用防止教育の実施が必要であるので、効果的な指導方法に関する情報を提供してほしい。
B 専修学校	薬物乱用防止に関する情報が全くないので、情報提供してほしい。
G 専修学校	薬物乱用防止教育の実施に関する情報が全くないので、情報提供してほしい。

(注) 当省の調査結果による。